

主治医様

## 「学校感染症」の治癒証明書について（依頼）

貴医療機関にて治療していただいた本校生徒について、学校保健安全法施行規則第18条に係る感染症に罹患していた場合は、感染症の種類及び出席停止期間等を把握したく存じます。下記証明書に必要事項をご記入の上、本人を通じてお届けくださるよう、よろしくお願いいたします。

和歌山県立橋本高等学校

## 「学校感染症」治癒証明書

和歌山県立橋本高等学校長 様

下記の者は、罹患した感染症が治癒し、登校に支障がないことを証明します。

氏名

○感染症の種類（該当欄に✓をつけてください）

| 感染症の種類                                 | 出席停止期間  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 百日咳           | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで              |
| <input type="checkbox"/> 麻疹（はしか）       | 発疹に伴う熱が下がった後、3日間を経過するまで                               |
| <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふく） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで          |
| <input type="checkbox"/> 風疹（3日ばしか）     | 発疹が消失するまで   |
| <input type="checkbox"/> 水痘（水ぼうそう）     | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで                                  |
| <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱（プール熱）   | 主要症状がなくなった後、2日間を経過するまで                                |
| <input type="checkbox"/> 結核            | 症状により、当校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで                     |
| <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎      |   |
| <input type="checkbox"/> その他<br>( )    | 【学校感染症第一種】 治癒するまで<br>【学校感染症第三種】 医師において感染のおそれがないと認めるまで |

○出席停止期間

上記感染症により出席停止であった期間

年 月 日 ~

年 月 日

年 月 日

医療機関名

住所(所在地)

電話

医師名

㊞

(参考)

## 学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第19条)

下記の感染症にかかり、「学校感染症」治癒証明書(P36)又は診断書に出席停止の期間の記載がある場合は、その期間は出席停止扱いになります。

\*出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

|     | 感染症の種類   | 出席停止の期間の基準  |
|-----|--|---|
| 第1種 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ エボラ出血熱</li><li>○ クリミア・コンゴ出血熱</li><li>○ 痘そう</li><li>○ 南米出血熱</li><li>○ ペスト</li><li>○ マールブル病</li><li>○ ラッサ熱</li><li>○ 急性灰白髄炎(ポリオ)</li><li>○ ジフテリア</li><li>○ 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)</li><li>○ 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)</li><li>○ 特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)</li><li>○ 新型コロナウイルス感染症</li></ul> | 治癒するまで。   |
| 第2種 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)</li><li>○ 百日咳</li><li>○ 麻しん(はしか)</li><li>○ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</li><li>○ 風しん(3日ばしか)</li><li>○ 水痘(水ぼうそう)</li><li>○ 咽頭結膜熱(プール熱)</li><li>○ 結核</li><li>○ 髄膜炎菌性髄膜炎</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</li><li>・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</li><li>・ 解熱した後3日を経過するまで。</li><li>・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</li><li>・ 発しんが消失するまで。</li><li>・ すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで。</li><li>・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで。</li></ul> 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。<br><b>【注意】</b><br>ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。 |
| 第3種 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ コレラ</li><li>○ 細菌性赤痢</li><li>○ 腸管出血性大腸菌感染症</li><li>○ 腸チフス</li><li>○ パラチフス</li><li>○ 流行性角結膜炎</li><li>○ 急性出血性結膜炎</li><li>○ その他の感染症<br/>感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)<br/>ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ<br/>マイコプラズマ感染症 など</li></ul>  | 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。<br><br>条件によっては校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる疾患  |

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する指定感染症及び新感染は、第1種の感染症とみなされます。